

佐賀県告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、佐賀県は、西佐賀水道企業団から受託している行政不服審査会の事務について、その受託を令和 2 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 2 年 3 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義